

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 福祉総務課

| | |
|-----------|---|
| 不利益処分の内容 | 社会福祉法人の法令等の違反に対する措置命令 |
| 根拠法令等及び条項 | 社会福祉法第56条第4項 |
| | 根拠条項 社会福祉法第56条第4項 |
| | 参考事項 |
| 設定等年月日 | 平成25年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更 |
| 処分基準 | <p>【 基 準 】</p> <p>1 対象 法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは、定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認める社会福祉法人。</p> <p>2 処分内容 期限を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずる。</p> |